

新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金募集要領

この要領は、「新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金の補助対象事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本事業は、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指す新潟市（以下「本市」という。）において、地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進に不可欠となるペロブスカイト太陽電池等の早期社会実装に資する実証事業を支援することを目的とする。

2 応募要件

(1) 補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- ・市税を滞納していない者（所在地が市外の場合は、国税及び地方税等を滞納していない者）
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）でないこと
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

(2) 補助対象事業

次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- ・本市内において実証事業を行うため、ペロブスカイト太陽電池等を設置すること。
- ・使用する機器は、国内で製造されたペロブスカイト太陽電池、及びその他市長が認める次世代型太陽電池とする。
- ・本市におけるペロブスカイト太陽電池等の社会実装を見据え、波及効果の高い場所または用途により設置すること。
- ・補助対象期間内に機器の設置を完了するものとし、補助対象期間後も運転、検証、発電量等のデータ収集又は課題分析等を行うものとする。

※補助対象期間：交付決定日から補助対象事業完了日又は令和9年3月15日（月）のいずれか早い日

3 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費のうち、次に定めるものとする。

経費区分	内容
実証事業費	調査・設計費、消耗品費、原材料費、機械装置・設備費、工事費、委託料、賃借料、使用料、その市長が適当と認める経費

【補助対象外経費】

- ・ 租税公課（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- ・ 振込手数料
- ・ 直接人件費に相当する経費
- ・ 補助対象期間外に契約、発注又は支払い等を行ったもの。
- ・ 補助対象事業に直接関係があると本市が判断できない経費（汎用性のある機器の購入等を含む）

4 補助率・上限額等

補助率：補助対象経費の 1/2 以内

※国、県又は他の公的機関から助成又は補助等を受ける場合、その額を補助対象経費から控除

上限額：500 万円 ※千円未満切捨

件数：1 件程度

5 スケジュール

内容	時期
募集開始	令和 8 年 5 月 日 ()
交付申請締切	令和 8 年 7 月 日 () 午後 5 時まで
審査	令和 8 年 7 月下旬
交付決定通知	令和 8 年 8 月上旬
実績報告締切	令和 9 年 3 月 15 日 (月) 午後 5 時まで
額の確定通知・交付	実績報告確認後、速やかに
実証事業の経過報告	(初回) 令和 9 年 4 月下旬、以降令和 11 年度まで年 1 回報告

6 申請方法

(1) 提出書類

以下の書類を紙媒体で提出すること

- ・ 補助金交付申請書（交付要綱別記様式 1 号）
- ・ 事業計画書（別紙様式 1）

- ・実証事業の内容がわかる資料、図面等（任意様式）
- ・収支予算書（別紙様式2）
- ・見積書、積算の内訳がわかる資料等（任意様式）
- ・法人の登記事項証明書又は住民票（原本又は写し）
- ・新潟市税の納税証明書（原本又は写し）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式3）
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出先

下記「9 問合せ・提出先」のとおり

7 審査方法

申請内容を下記の項目について審査し、交付決定を行うものを決定します。

※必要に応じヒアリングを実施します。

審査項目
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の趣旨や目的に合致した事業内容か。 ・本市の地域特性を踏まえ、ペロブスカイト太陽電池等の社会実装を見据え、波及効果の高い場所または用途による設置となっているか。 ・実証事業の目的や必要性が明確であるか。 ・期待される効果やデータが得られる内容となっているか。 ・実証事業を実施するための適切な体制が確保されているか。 ・実施スケジュールが具体的かつ実現可能なものとなっているか。 ・必要最小限かつ合理的な経費となっているか。

8 留意事項等

- ・補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ・補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- ・補助対象事業の実績は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに報告をすること。
- ・市は補助対象事業の成果を公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、市が実施する広報又は会合等における実証事業の紹介又は発表等に協力を求めることができるものとする。
- ・補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間においては、市長の求めに応じ、当該年度の実証事業の実施状況を市長に報告するものとする。

- ・補助対象事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産は、補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、補助事業者があらかじめ市長の承認を受けたとき、又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。

9 問合せ・提出先

新潟市環境部環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

〒951-8661 新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

TEL：025-226-1365

FAX：025-222-7031

MAIL：kansei@city.niigata.lg.jp